

税のお知らせ

1月の納税等

- 村県民税／第4期
- 国民健康保険税／第7期
- 後期高齢者医療保険料／第7期
- 介護保険料／第5期
- 農業集落排水処理施設使用料／第5期
- 保育料／1月分
- 納期限／1月31日(水)

令和6年度(令和5年分) 給与支払報告書を提出してください

※提出はぜひe-LTAXをお願いします
※必ずマイナンバーを記載してください

令和5年中に給与を支払われた方は、給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書の個人別明細書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。提出が遅れますと、納税通知書の送付も遅れますので、期限厳守でお願いします。

●提出期限 1月31日(水)

給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の1月31日(水)ですが、事務処理の

都合上、1月22日(月)までの提出にご協力をお願いします。

●提出対象者

令和5年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

●提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日(今回は令和6年1月1日)現在の受給者の住所地の市町村です。

●個人別明細書について

必ずマイナンバー、氏名カナ、生年月日を記載してください。記載がないと、個人特定ができない場合があります。

住宅借入金等特別控除などの特別控除の適用がある場合には、居住年月日、控除可能額、控除区分を正確に記載してください。記載がない場合や誤った記載がされている場合、正しい課税ができません。

租税条約の適用となる場合は、摘要欄への記載(e-LTAXの場合は「条約免除」欄のチェック)と、役場への届出の両方が必要です。どちらか一方でも欠けている場合、

租税条約の適用ができませんのでご注意ください。

●役場への届出書類

①租税条約に関する届出書(税務署に提出した書類)の写し(税務署受付印のあるもの)

②在留カードの写し

③パスポートの写し

●届出期限

3月15日(金)

●総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、役場から送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出していただきますようお願いいたします。普通徴収者がいる場合は、役場から送付された総括表下部の切替理由を記入してください。

●e-LTAXによる給与支払報告書の提出について

令和6年度の税制改正により、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の受取方法は、「①書面(正本)を郵送で受け取る」または「②電子データ(正本)をe-LTAX

Xで受け取る」のどちらかを選択していただくことになりました。従来の「電子データ(副本)をe-LTAXで受け取る」受取方法は廃止され、書面と電子データの両方の受け取りはできなくなります。また、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法についても、「電子データ(正本)で受け取る」が選択できるようになります。

受取方法の選択は、e-LTAXにて給与支払報告書を提出する際にシステム上で行っていただきます。原則年度途中での変更はできませんのでご注意ください。

適正で迅速な課税作業を行うため、ご協力をお願いします。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、納入する制度です。

特別徴収での納付にご理解とご協力をお願いします。



償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が**事業を営む**ために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するもののほか他人に貸し付けているものも含む)を申告していただくことになっていきますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

●提出期限

1月31日(水)

●問合せ先

総務部税務課

マイナンバーについて

給与支払報告書および総括表、償却資産申告書の提出の際には、**マイナンバーの記載が必要です。**

●法人の場合

法人番号を記入してください。

(13桁)

●個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入

してください。(12桁)

個人事業主の方が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認を行うため、次の①と②両方の書類を提示または写しを添付していただく必要があります。

①事業主の個人番号確認書類

②事業主の本人確認書類

※マイナンバーカードであれば、個人番号確認と本人確認の両方が確認可能です。

●問合せ先

総務部税務課

地方税の手続きは便利なeLTAXをご利用ください

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。申告、申請、届出から納税まで行うことができます。

●利用のメリット

- ・自宅やオフィスから全地方公共団体に書類の提出ができるため、郵送コストの削減や窓口に向く手間を省くことができます。
- ・eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータをそのまま送信できます。

・地方公共団体などが共同して運営する「地方税共同機構」が管理運営しており、無料で利用することができません。

●利用時の注意点

・給与支払報告書を提出する場合、特別徴収者指定番号と法人番号の両方を入力してください。

・償却資産申告書を提出する場合、法人番号を入力してください。

・法人住民税申告書を提出する場合、管理番号と法人番号を両方入力してください。

・管理番号がわからない場合は、役場から送付する白紙の申告書に印字されていますので、ご確認ください。

・利用時間

午前8時30分～午前0時

(土曜・日曜および祝日、12月29日～1月3日を除く)

※毎月最終土曜日および翌日の日曜日は利用できません。

●問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.tnag.jp/>

また、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です。

確定申告をしたことがある方は、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます。「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届いた方は、eLTAXより申告書を送信された方を除く。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の確定申告に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告及び納税が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されません。津島税務署または役場玄関に準備していますのでこちらをご覧ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷すること

ら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です。

確定申告をしたことがある方は、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます。「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届いた方は、eLTAXより申告書を送信された方を除く。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の確定申告に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告及び納税が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されません。津島税務署または役場玄関に準備していますのでこちらをご覧ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷すること

ら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です。

確定申告をしたことがある方は、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます。「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届いた方は、eLTAXより申告書を送信された方を除く。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の確定申告に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告及び納税が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されません。津島税務署または役場玄関に準備していますのでこちらをご覧ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷すること

も可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、ご自宅等で「確定申告作成コーナー」から申告書作成し書面により提出された方や次の相談会場で書面により提出された方です。

- ・ 税理士会による無料相談会場
- ・ 市町村役場による相談会場
- ・ 青色申告会による相談会場

●問合せ先

・ 確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事
津島税務署

☎ 2612161 (音声案内より2番を選択してください)

・ 確定申告作成コーナーに関する事
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 057010115901

・ 青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事
総務部税務課

税務署からのお知らせ

●確定申告について

令和5年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用し

た「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や、青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

なお、令和6年2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力可能となる予定であり、ますます便利になっております(お勤め先から税務署にe-Tax等で提出された源泉徴収票が対象となります)。

また、令和5年10月から開始したインボイス制度につきましては、国税庁ホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けております。特設サイトでは、インボイス制度の詳しい情報、インボイス制度に関する説明会の案内、インボイス制度についての解説動画(国税庁動画チャンネル)やQ&Aなどを掲載しています。ぜひ、ご参照ください。

●申告会場について

令和5年分の確定申告会場は、2月16日(金)～3月15日(金)までの間、津島市文化会館で開設します。

(税務署の閉庁日(土曜・日曜・祝日等)は、相談および申告書の受付は行っていません。

ただし、2月25日(日)に限り、確定申告の相談および申告の受付を行います。)

確定申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅等からのe-Tax申告をご利用ください(確定申告期限間際は特に混雑しますので、ご来場をお考えの方は、早期のご来場をお願いします)。

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきますので、事前にマイナンバーアプリをインストールするとともに、マイナンバーカード(※)をお持ちいただくと申告書の作成がスムーズに行えます。

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、ご準備をお願いします。

・ 署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)

・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、またはLINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二つの方法で配付いたします(入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください)。

おって、ご来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類のご用意をお願いします。

●問合せ先

津島税務署

☎ 2612161

